

令和4年度（2022年度）
輸出仕様食品製造補助金
2次募集 募集案内

《募集受付期間》

令和4年6月6日(月)～6月30日(木) 12:00 必着

※本案内、交付要綱及び申請書類は、一般財団法人さっぽろ産業振興財団 販路拡大支援部
ウェブサイトからダウンロードできます。

<https://sec.or.jp/hanro-kakudai/subsidy/overseas/>

※ 提出にあたっては、期限に余裕を持って提出されるようお願いいたします。

※ 応募申請をご希望の場合は、申請者概要および事業計画書を持参のうえ、
必ず事前にご相談ください。

《申請書類の提出先・お問合せ先》

一般財団法人さっぽろ産業振興財団 販路拡大支援部
〒003-0005 札幌市白石区東札幌5条1丁目1番1号
電話:011-817-7890 (平日 9:00～12:00、13:00～17:00)

一般財団法人さっぽろ産業振興財団 販路拡大支援部

1 事業目的

本補助金は、海外における北海道産食品の販売拡大を図るため、ターゲットとする海外ニーズ及び販路を踏まえ、アドバイザーが具体的なアドバイスをし、輸出仕様食品の開発を支援することにより、北海道産食品の付加価値向上を促進するとともに、札幌市の食関連産業の振興を図ることを目的とします。

2 輸出仕様食品とは

この案内における輸出仕様食品とは、海外市場での販売を目的として、商品の流通上の性質が適正化された食品とする。具体的には、パッケージ・風味・価格帯が海外の消費者に受け入れられやすい食品、賞味期間・保存方法・輸送方法が流通業者に受け入れられやすい食品、構成成分やその表示が海外の監督機関の基準に適合する食品等のことをいいます。

3 補助対象事業内容

本補助金の対象となる事業は、札幌市内の中小企業による、海外における北海道産食品の販売拡大を図るため、海外市場流通を目的として、北海道内で製造・開発された輸出仕様食品の開発又は改良に取り組む以下の事業とする。

- (1) 海外市場での販売を目的として、現地のニーズや市場動向を踏まえた輸出仕様食品を新規開発し、海外提案を行う事業
- (2) 海外市場での販売を目的として、現地のニーズや市場動向を踏まえ、国内で既に流通している既存商品を輸出仕様食品に改良し、海外提案を行う事業（プライベートブランド商品開発含む）
 - ア 補助金額上限：200 万円
 - イ 補助率：補助対象経費の2分の1（千円未満切り捨て）
 - ウ 交付予定件数：5社程度（総額200万円の予算範囲内で補助金交付を決定）

4 補助対象者の要件

本補助金の対象となる事業者は、下記(1)、(2)のいずれかに該当し、かつ(3)から(12)の全ての要件を満たす中小企業※1とする。なお、本条における本社(本所)とは、経営上の中心となる事業所であり、札幌市内の支店等は必ずしも登記を要しない。

- (1) 札幌市内に本社(本所)を有する食関連事業者
- (2) 北海道内に本社を有し、かつ札幌市内に支店等を有する食関連事業者
- (3) 設立後1年以上経過し、補助を受ける事業（以下「補助事業」という。）を継続して実施する見通しがあり、実施するための経営資源（資金・人員・環境・目的意識等）が整っていること。
- (4) 新食品表示法に基づいた一括表示等の対応や HACCP を運用済みであること。（小

規模事業者は、「HACCP システムの考え方を取り入れた一般衛生管理」に取組済であること。）

- (5) アドバイザー活用を前提とした商品開発を行うこと。
- (6) 本財団とアドバイザーが実施する勉強会に参加すること。
- (7) 直近2か年度連続で、本財団が実施する本補助金の交付を受けていないこと。
- (8) 補助対象商品の開発を、自社及び他企業による前年度からの継続の取り組みとしていないこと。
- (9) 関連性が極めて密接である事業者による類似事業の複数の応募となっていないこと。関連性が極めて密接である事業者とは、グループ企業、代表者が同一である事業者、工場が同一である事業者等のことをいう。
- (10) 食品開発支援に係る補助金（ハンズオン型食品開発補助金・輸出仕様食品製造補助金）は、いずれかの交付のみ可能なこと。
- (11) 市税を滞納していないこと。
- (12) 反社会的勢力との関係を有していないこと。

※1 中小企業とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する企業（個人事業主を含む。ただし、開業している者に限る。）であって、みなし大企業※2に該当しないもの。

※2 みなし大企業とは、以下のものをいう。

- ア 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している法人
- イ 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している法人
- ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている法人

<アドバイザー派遣>

事業内容に基づき、食品の海外輸出に知見を有するアドバイザーを派遣し、「輸出向け商品開発」「海外販路開拓拡大」の双方から個別にアドバイスをもらう機会を設けます。

（食品輸出を専門とするコンサルタント、バイヤー、商品デザイン専門家、国際商標専門家など6名程度（予定））

なお派遣するアドバイザーは、申請内容を考慮した上で、選定致します。

- ・アドバイザー派遣の回数は事業実施期間内で3回程度を予定しております。
- ・アドバイザー企業との販売契約を約束するものではありませんので予めご承知おきください。

<勉強会>

輸出を始めるにあたり、貿易実務に悩む方にも海外での販路開拓が思うように進まない方にも役に立つ勉強会を開催予定です。

インボイス作成等の貿易事務のことから海外商談の際に活用できる販促ツールのことまで輸出をより身近に感じることができるプログラムを予定しております。

- ・勉強会は事業実施期間内で2回程度を予定しております。

5 補助対象経費

補助対象経費は、事業期間内に本事業の対象として明確に区別できるものであり、また、その経費の必要性及び金額の妥当性を積算根拠によって明確に確認できる、以下の経費を合計したものをいいます。

補助対象経費	事業実施のためにかかった1～7までの経費の合計(消費税抜き)		
	経費区分	補助対象の範囲	補助対象経費の上限
1 製造費	輸出仕様食品の試作及びサンプル製造に必要な原材料・資材購入費、委託製造費、デザイン費等 ※本生産に係る経費は対象外 ※開発商品専用の包材・パッケージの経費は対象経費とする(商品本体に直接関わらない汎用性のある包材は対象外)	上限 100 万円	
2 機器費	輸出仕様食品製造の開発・改良に必要な機器の購入費・リース費等	1 製造費の補助対象経費の2倍以内かつ上限 100 万円	
3 輸出関係費	開発・改良商品サンプルの出荷費用、通関等手続費、検査費、商標登録費、翻訳費等		
4 報償費	輸出仕様食品製造の開発・改良に携わる外部専門家や技術指導員等の専門家に支払われるコンサルティング費	上限 20 万円	
5 海外マーケティング費	海外でのマーケティング活動に必要な外国語のリーフレット制作費、外国語の商品紹介ウェブサイト構築費、店頭販売促進員稼働費、通訳・翻訳費、海外の展示会・物産展及び国内における海外向け展示会・商談会等への参加費	1 製造費、2 機器費、3 輸出関係費の補助対象経費合計の2倍以内かつ上限 200 万円	
6 旅費	海外向け商談及び展示会出展等国内における海外マーケティング活動に必要な国内渡航費		

7 その他の経費	上記に掲げるもののほか、本財団理事長が必要かつ適当と認める経費	
<p>※1 製造費は必ず計上すること。</p> <p>※1 製造費のうち委託製造費は、北海道内に本社(本所)がある中小企業及び協同組合に対して委託製造した費用が対象となる。</p> <p>※補助事業者従業員の人件費は補助対象経費から除外すること。</p> <p>※交付決定時に通知した事業実施期間内に発注・納品・支払いの全てが終了していること。</p>		

【留意点】

- (1) 事業開始後の補助対象経費変更は、基本的に認められませんので、申請の際には対象経費を十分に検討・確認のうえ、申請してください。
※新型コロナウイルス感染拡大等、不測の事態が起こった場合を除く。
- (2) 申請にあたり、必要に応じて、各経費の用途を補完説明する資料(カタログ・見積等)を添付してください。
- (3) 補助金の交付は原則精算払いとなります。
- (4) 事業期間^{※1}内にすべての発注・納品・支払いを完了^{※2}している必要があります。
- (5) 以下のものは補助対象外となります。※必ずご確認ください。
 - ・消費税及び地方消費税
 - ・国内振込手数料(代引手数料含む)
 - ・土地及び建物の購入または借り上げ料等に係る経費
 - ・施設等の改造費、既存設備・機械の使用料、固定資産税、水道光熱費等
 - ・文房具など事務用品等の消耗品代、雑誌、新聞等の購入及び、定期購読料等
 - ・商品券等金券購入、収入印紙等
 - ・汎用性があり、目的外使用になり得るもの(パソコン、プリンター、PC周辺機器、デジタルカメラ・スマートフォン等)
 - ・電話代、インターネット利用料金等の通信費
 - ・食糧費、接待費、会食費等の個人消費的経費
 - ・他の用途との併用となっている旅費
 - ・同業他社等工場・販売店舗見学等の視察目的の旅費
 - ・支出の確認できない経費等

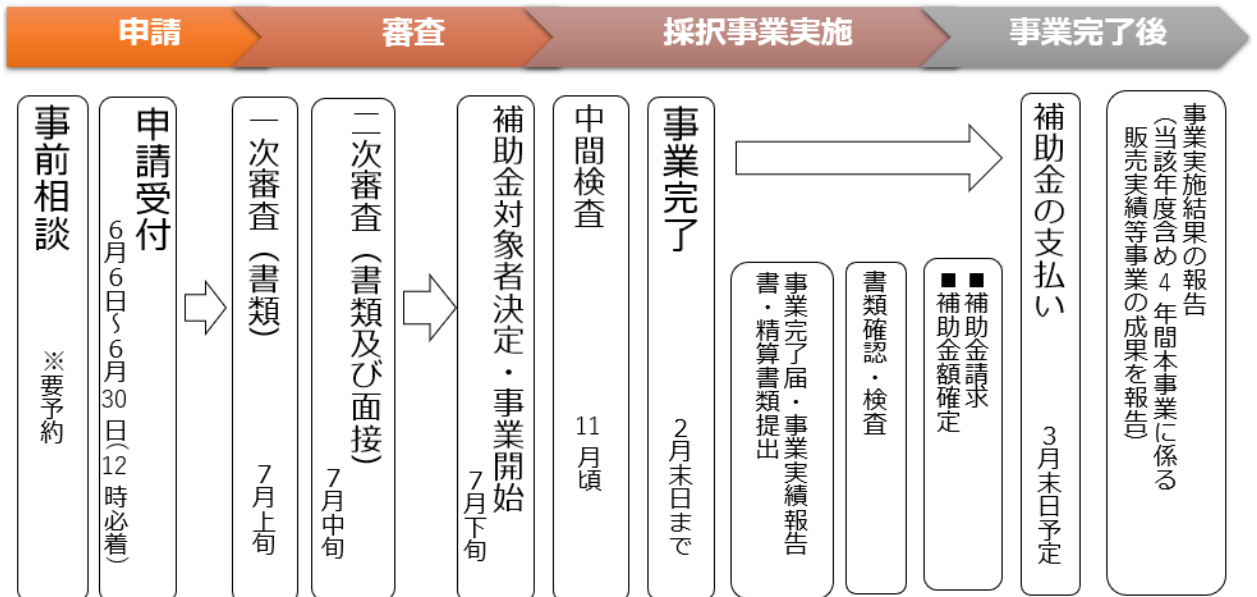
※1 事業期間とは、交付決定のあった日から本財団の会計年度の2月末までの任意の期間をいう。

※2 支払い完了=銀行口座やネットバンキング等を含め、事業期間終了日までに引落し・送金が完了していることをいう。(証明できる帳票提出必須)

6 事業期間

補助金交付決定通知書の発行日から令和5年2月28日(火)まで

7 事業のながれ



<スケジュール (一部予定を含む) >

- ・ 令和4年6月6日 (月) 2次募集開始日
- ・ 令和4年6月30日 (木) 募集締切日 (12:00 必着)
- ・ 令和4年7月上旬 書類審査 (一次審査)
- ・ 令和4年7月中旬 書類及び面接審査 (二次審査) 開催
- ・ 令和4年7月下旬 採択可否通知・交付決定日・事業開始
- ・ 令和4年11月 中間検査
- ・ 令和5年2月28日 (火) 事業完了 (事業完了届・実績報告書・補助金精算書および関係書類の提出)

※実績報告書に従って補助金交付額が決定され、補助金が交付されます。

※当初の事業計画と実績が異なる場合には、補助金の交付を受けることができない場合または減額される場合があります。

8 審査について

選定に当たっては、「審査委員会」において、一次審査 (書類) と二次審査 (書類及び面接) を経て、採択の可否を決定します。なお、二次審査 (書類・面接) では、必要に応じて別途追加資料をお願いする場合がありますのでご了承ください。

審査結果は令和4年7月下旬を目途にお知らせします。

<審査のポイント>

事業運営力	・ 人員配置や輸出に関する手続き等の実施体制、スケジュール、費用積算が適切であるか。
-------	--

商品の開発動機	・ 想定する市場のニーズ又はバイヤーのニーズが十分に反映された商品開発計画であるか。
商品の優位性	・ 開発商品は想定する市場における独自性や新規性があるか。 ・ 商品の価格設定は想定する市場に適しているか。
販売戦略の策定力	・ 自社及び開発商品の強みが明確化され、販売戦略に活かされているか。 ・ 想定する市場や購買層に的確にアプローチできる販売戦略であるか。

9 提出書類・方法

- 申請書類の様式は下記の HP からダウンロードできます。

一般財団法人さっぽろ産業振興財団 販路拡大支援部

輸出仕様食品製造補助金 <https://sec.or.jp/hanro-kakudai/subsidy/overseas/>

(1) 必要書類

ア 応募申請書類チェックリスト

イ 補助金交付申請書(様式1)

ウ 申請者概要(様式2) および会社概要、企業パンフレット、定款等

エ 事業計画書(様式3)

オ 誓約書(様式4)

カ 証明書(参考書式)

※札幌市内に本社を有しない場合のみ提出

キ 直近2期分の決算報告書(表紙、貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、販売費及び管理費内訳書、株主資本変動計算書、注記表等)の写し

※個人の場合は、確定申告書2年分

ク 商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)

※申請日から遡って3か月以内に取得した原本(法務局にて取得可)

※個人事業主の場合は、開業届の写し

ケ 直近の納税証明書(指名願)※

※申請日から遡って3か月以内に取得した原本

※札幌市役所または札幌市の市税事務所にて請求し、取得ください。

【所得(市・道民税)証明・納税証明・課税証明請求書】(参考様式)

※請求時に必要事項を記入

※**使用目的**欄の「その他」に☑を入れ「輸出仕様食品製造補助金の申請」と記載

・**必要な証明の種類など**欄の「納税証明」に☑を入れ、**証明項目(税目)**欄の「その他」に☑を入れ、「指名願用」と記載

コ 前各号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める書類

(2) 提出方法

以下の書類を、持参または郵送にて提出してください。(メール等での提出不可)

ア 紙媒体 ※A4 サイズ

以下のとおり正本1部と副本10部を作成し、提出してください。

【正本】1部

- ・上記(1)ア～コを紙製のフラットファイルに綴じ、ファイルの背表紙と表紙に「事業計画名」「申請企業名」を記載してください。
- ・書類ごと(様式1～4、参考書式、企業概要、企業パンフレット、定款)にインデックスをつけてください。

【副本】10部

- ・上記(1)ウ 申請者概要(様式2)、エ 事業計画書(様式3)を後で綴れるように2穴パンチで穴をあけた上で、クリアファイル等で1つにまとめてください。
※副本10部には会社概要、企業パンフレット、定款は不要です。

イ 電子媒体

- ・上記(1)ウ 申請者概要(様式2)、エ 事業計画書(様式3)について、エクセルファイルを電子メール添付にて担当 (export@sec.or.jp) へご送付ください。

10 注意事項

- (1) 申請書類の返却はいたしません。
- (2) 本事業を通してご提供いただいた情報は、審査を含む本事業の実施に必要な範囲だけで利用し、その他の目的で利用することはありません。
- (3) 補助事業者が下記の各項目のいずれかに該当する場合は、補助金交付決定の取り消し、補助金交付額の減額または既に交付した補助金の返還命令が発生する場合があります。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① 補助金申請又は補助事業において、虚偽の申請、報告その他不正な行為があったとき。② 法令若しくは要綱又は要綱に基づく決定内容及びこれに付した条件に違反したとき。③ 補助金の交付対象期間において、補助事業と同一の事業活動にて他の助成制度(補助金、委託費等)による財政的支援を受けた(又は受けている)とき。④ 前各項目のほか、特に本財団理事長補助金の交付を不相当と認めたとき。 |
|--|

- (4) 本事業は輸出仕様食品製造補助金交付要綱に則して実施されるため、要綱の内容も必ずご確認ください。本案内に記載のない事柄は、要綱の内容が適用されます。
- (5) 採択事業について、事業成果(申請者名、事業名、事業概要等)は公表を原則としており、知的財産戦略等の支障がある場合を除き、本財団及び札幌市のホームページ等で公表させていただきますので、あらかじめご了承ください。また、本財団や札幌市が実施するセミナー等で事例発表をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

- (6) 事業終了後、当該年度を含め4年間、本事業にかかる売上高等の事業成果を報告、その他、本財団や札幌市が実施するアンケート調査等にご協力ください。
- (7) 当該年度を含め4年間、商品パッケージ・販促ツール（チラシなど）、またはウェブサイトの商品情報などに、「輸出仕様食品製造支援（札幌市補助）を活用しています」と記載してください。
- (8) 本財団が開催する会議・勉強会・セミナー・講習会等にご出席ください。

11 本補助金に関するお問合せ先

一般財団法人さっぽろ産業振興財団 販路拡大支援部
〒003-0005 札幌市白石区東札幌5条1丁目1番1号 札幌市産業振興センター
電話:011-817-7890 (平日 9:00~12:00、13:00~17:00)